

幼児教育の無償化

(新制度未移行の幼稚園)

○ 入園料・保育料 月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までのお子さんが対象
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象

※ 日用品費、通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外。

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

○ 預かり保育 月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までのお子さんが対象
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動します。

(利用日数が25日以下の場合に、450円×利用日数が上限です。)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までのお子さんは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

施設等利用給付認定申請書の提出が必要です。

利用・無償化を開始する前月の15日（土日祝日の場合はその前日）までに保育課に到着するように、お通りの幼稚園または入園予定の幼稚園へご提出ください。

(問合せ先)

松本市役所こども部保育課 保育担当（東庁舎2階）

TEL: 0263-33-9856

FAX: 0263-34-3236